

第53号

横浜市報調達公告版

発 行 所

横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

横 浜 市 役 所

【調達公告】

△ 一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等の一部改正…………… 2

調 達 公 告

一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等の一部改正

平成 28 年 9 月 13 日発行横浜市報調達公告版第 70 号における横浜市調達公告第 277 号により公告した一般競争入札及び指名競争入札参加資格者の格付方法及び提出書類等の一部を次のように改め、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

平成 30 年 5 月 30 日

横浜市長

1 改正箇所

(1) 公告本文 1 (1) ウ α

改正前：(エ) 資格審査申請日の直前の 6 月 1 日における、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）について別表 4 により求められる数値（ただし、発注者別評価点（主観点）への加点を申請した場合に限る。）

改正後：(エ) 資格審査申請日の直前の 6 月 1 日における、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率（以下「法定雇用率」という。）を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）について別表 4 により求められる数値（ただし、発注者別評価点（主観点）への加点を申請した場合に限る。）

(2) 公告本文 1 (2) イ

改正前：Yb 資格審査申請日の直前の 6 月 1 日における、障害者雇用促進法第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）について別表 13 により求められる数値（ただし、格付点数への加点を申請した場合に限る。）

改正後：Yb 資格審査申請日の直前の 6 月 1 日における、法定雇用率を超える障害者の雇用（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）について別表 13 により求められる数値（ただし、格付点数への加点を申請した場合に限る。）

(3) 公告本文 2 (1) イ

改正前：(イ) (ア) 以外の者

イ (ア) a に加えて、資格審査申請日の直前の 6 月 1 日において常用雇用している障害者のうち、少なくとも 1 名分の次に掲げる書類
a 雇用を証明できる書類（雇用保険被保険者証等）の写し
b 障害の程度がわかる書類（身体障害者手帳及び療育手帳等）の写し

改正後：(イ) (ア) 以外の者

障害者雇用状況届出書（ただし、必要と認める場合には事実を確認できる書類（雇用を証明できる書類等）の提出を求めることがある。様式については、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードすること。）

(4) 別表 4

改正前

「

障害者雇用率	数値
雇用率 2.0% 超（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）	5
雇用率 2.0% 以下	0

」

改正後

「

法定雇用率	数値
法定雇用率超（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）	5
法定雇用率以下	0

」

(5) 別表 13

改正前

「

障害者雇用率	数値
雇用率 2.0%超（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）	3
雇用率 2.0%以下	0

」

改正後

「

法定雇用率	数値
法定雇用率超（障害者雇用促進法第 43 条第 7 項による報告義務の有無は問わない。）	3
法定雇用率以下	0

」

2 主な改正理由

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正に伴い、政令で定める障害者雇用率が改められたため。